

# 担い手経営安定対策（継続）

## 1 趣 旨

米価下落等による稲作収入の減少の影響が大きい担い手の経営安定を図るとともに、水田農業の構造改革を加速化する観点から、「稲作所得基盤確保対策」の上乗せ対策として「担い手経営安定対策」を講じる。

## 2 仕組み

### （１）加入対象者の要件

認定農業者又は一元的に経理を行い５年以内に法人化する計画を有する等の要件を満たす集落営農

一定以上の水田経営規模であること

#### [ 基本原則 ]

- ア 認定農業者 : 北海道 10 ha  
都府県 4 ha  
イ 集落営農 20 ha

#### [ 知事特認 ]

- ア 物理的制約から規模拡大が困難な地域に限定し、基本原則の概ね 8 割の範囲範囲内で緩和可  
中山間地域の集落営農は 5 割まで緩和可  
イ 農地利用上の制約等がある地域で有機栽培、複合経営等により相当水準の所得を確保している経営などについては、事情に応じ個別に特認可

稲作所得基盤確保対策に加入していること

（２）基準稲作収入 都道府県ごとの直近 3 年平均の 10 a 当たり稲作収入

（３）補てん単価 当該年の都道府県ごとの 10 a 当たり稲作収入が基準稲作収入を下回った場合に、その差額の 9 割（稲作所得基盤確保対策補てん金等を控除）

（４）拠出割合 生産者：政府 = 1：3

3 事業実施主体 都道府県水田農業推進協議会

4 事業実施期間 平成 16 ~ 18 年産

5 平成 18 年度概算決定額 7,760,496 ( 11,500,000 ) 千円

[ 担当窓口課：経営局経営政策課 ]